

宅内排水設備工事についての留意事項

I. 申請等について

○確認申請について

1. 確認申請書類を提出（各 1 部、ただし集落排水の場合は申請書が 2 部必要。）

- ① 申請書（正本）
 - ・ 責任技術者の登録番号及び氏名押印を忘れずに。
 - ・ 申請者の住所は、現住所を記入のこと。
 - ・ 設置場所がビル名、店名、アパート名等固有の名称がついている場合、記入すること。
 - ・ 工事予定年月日も記入すること。
 - ・ 土地の所有について必ず確認すること、申請者と土地所有者が同一人物でない場合は必ず所有者の同意を得ること。
 - ・ 施工の 5 日前までに提出すること。
- ② 平面図（コピー可）
 - ・ 見取図は住宅地図のコピーを使用すること。
- ③ 縦断面図（コピー可）

2. 受付番号を確認

○完了届について

- 1. 完了届書類を提出（各 1 部）
 - ① 完了届（正本）
 - ・ 施工完成後の 5 日以内までに提出。
 - ・ 確認番号（受付番号）・着工日・完成日を記入。
 - ② 平面図（正本）
 - ・ 変更後の図面を提出。
 - ③ 縦断面図（正本）
 - ・ 変更後の図面を提出。
 - ④ 使用開始届（正本）

II. 融資あっ旋について

1. 利子補給を利用できる者

工事完了が供用開始より 3 9 カ月以内の方。

2. 融資あっ旋を利用できる者

工事完了が供用開始より39カ月を過ぎた方。

○融資の利率と限度額

利率は新庄市と金融機関が契約している利率。（現在の利率 1.70 %）

① 自宅		100 万円
② 貸家・アパート	入居可能戸数 1 戸	100 万円
	2 戸	110 万円
	3 戸	140 万円
	4 戸	170 万円
	5 戸以上	200 万円

※ 融資は1万円単位で端数切り捨て。

※ 改造工事等が、20万円以上の資金を要する排水設備工事であること。

※ 一人で2件以上の制度を利用する場合、融資残額200万円まで。

3. 提出書類

融資あっ旋申請書のみ（正、副各1部）。

※ 金融機関は支店名まで確認すること。

※ 印鑑証明、所得証明等は金融機関に本人が直接提出すること。

Ⅲ. 工事の設計・施工について

詳しくは、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、「排水設備工事責任技術者講習会テキスト」、山形県下水道協会発行「排水設備工事責任技術者制度等に関する例規集」、「新庄市下水道条例」、新庄市上下水道課発行「排水設備設計施工指針」を参照のこと。

1. 平面図

① 見取り図は必ず添付すること。

② 現地調査に基づき、隣地境界、公共下水道本管、公共汚水枳、既存の排水設備、玄関、建物の間取り、便所、台所、浴室等の位置、排水本管、排水枝管の位置、排水距離、枳の位置及び規格（内径と深さ）、枳番号、トラップの位置、公私道の別、2階から排水があるときはその位置、支障となる地下埋設等をもれなく記入すること。

③ 建物内部の配管も必ず記入し、既設管については、点線で記入すること。

④ 記入にあたっては、定められた記号を使うこと。

- ⑤ 新庄市では雨水を下水に流してはいない。浸透枥か側溝に流す。
- ⑥ 公共枥へ滝落としでの接続を行う場合は、「滝落としでの接続要件」を参照のこと。

2. 縦断面図

- ① 新庄市の条例にて、土被りは 20cm 以上。駐車場等車が通る場所は 45cm 以上。勾配 2 % の基準を必ず守ること。
- ② 諸事情で基準を満たせない場合、事前に上下水道課と協議し理由書を提出すること。

3. 施工

- ① 枥設置箇所の砂基礎はしっかり絞固めること、特に車が通る場所は枥が沈下しないよう注意すること。
- ② 枥設置箇所がアスファルト舗装の場合、枥の回りはコンクリート舗装することが望ましい。
- ③ 小口径トラップ枥を設置する場合、トラップ部に掃除口を必ず設けること。

※ 平面図、縦断面図、施工とも日本下水道協会山形県支部発行の「排水設備」に基づいて行うこと。

IV. その他

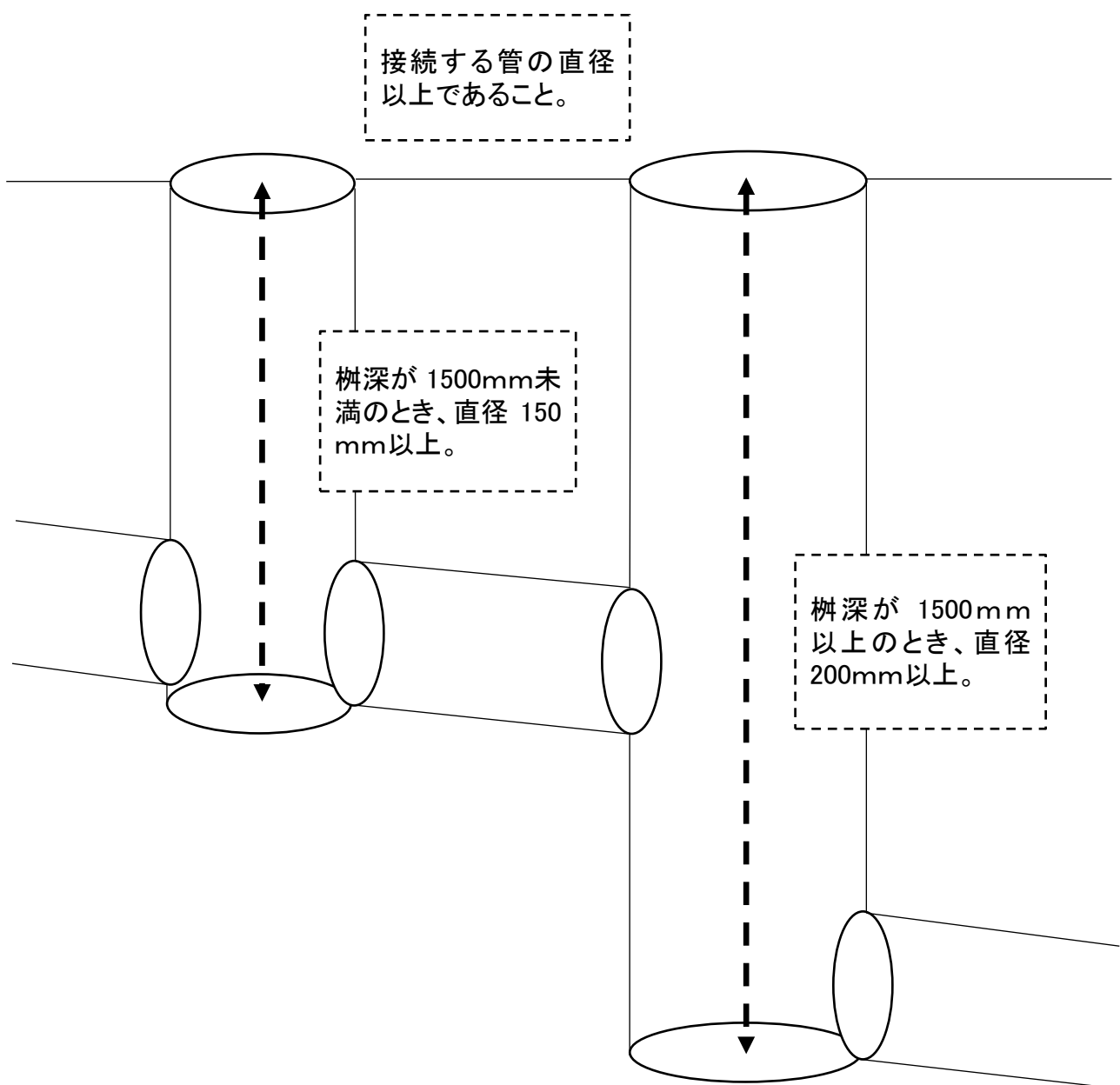
- 工事後、数年が経過すると宅内枥のフタの損傷が数多く見受けられるので、注意のこと。
- 接続している雑居ビル等におけるテナントの変更において排水管の新設及び改造、宅内ますの増設等、排水設備の変更が伴う工事があった場合は、必ず申請を行うこと。テナントの変更などは申請の必要はないが、新規テナントが除害施設に該当する際は申請を要する。(例えば、飲食店、加工食品販売店など)
- 申請書の未提出による工事が以前にあり、届け出は必ず行うこと。
- 排水設備工事で下水に接続をしたが外構工事等が終わっていない場合は、接続した時点で完成届の提出を行うこと。また、完了届を提出した時点の宅内枥の深さが外構工事によって変更になった場合は、再度平面図・縦断面図の提出のこと。
- 新築の場合、配管工事があとになるから配管工事に入る直前に申請を提出するのではなく、設計図により配管の予定が決まったら申請を行うこと。
- 外構工事等により公共枥の高さが変更する場合は、必ず「行為の許可申請」を提出したうえで工事を行うこと。

宅内汚水枳の枳深による立ち上がり部の直径の基準

< ※ 硬質塩化ビニル製の枳を使用する場合 >

新庄市上下水道課

1. 接続する排水管の直径以上のもので、清掃等の維持管理に支障のない大きさとする。
2. 枳深が 1500mm 未満の場合は、直径（内径）150mm 以上。
3. 枳深が 1500mm 以上の場合は、直径（内径）200mm 以上。

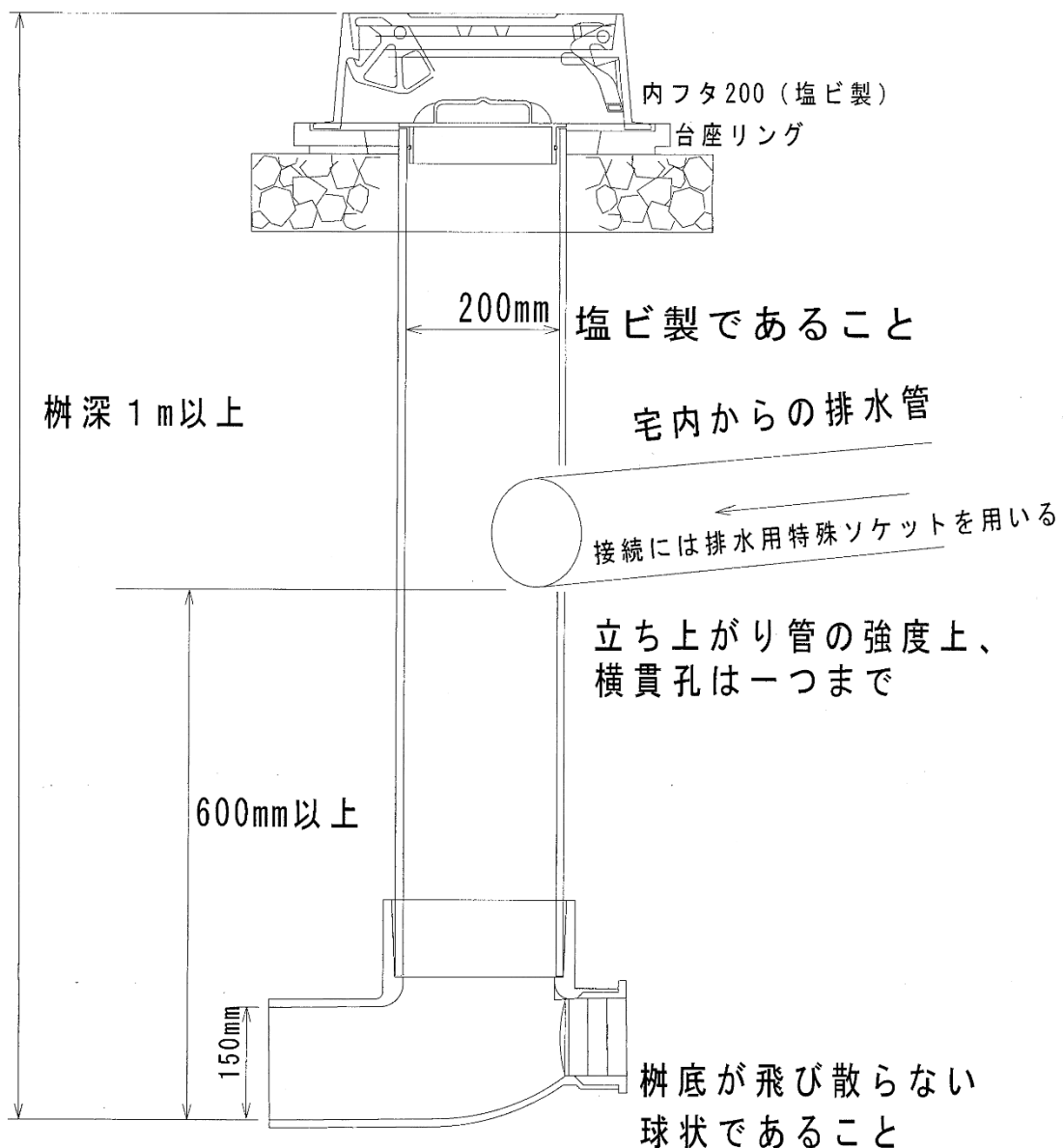


滝落としでの接続要件

(ご不明な点がございましたら、事前に新庄市上下水道課までご相談ください。)

1. 公共枥が滝落としの基準に合致していること。
2. 下記の施工図の場合は管底から 600mm 以上の間隔をとり接続は 1 ヲ所のみ。
蓋の施工を考慮すると公共枥の深さが 1 m 以上必要となります。また、最初の土被りが 20cm から始めると、距離が長くなると配管の管底が深くなり、公共枥の管底から 60cm 以上のところに接続できなくなる可能性もあります。事前に公共枥の仕様と深さ、現場の見取り図から、滝落としの施工が可能かどうか確認してください。

宅内排水設備から公共枥へ滝落としでの接続例



提出は着工日の約5日前にはお願いします。

様式第3号

※は市側で記入。受付番号は申請書の提出時に確認して下さい。

農業集落排水の場合は表記が違いますので、提出される際はご注意ください。別紙がHP上に用意されています。

記入する時点で住んでいる場所。施工場所と同じとは限らないので注意。

住所氏名は自筆以外るとき押印が必要。また法人の場合は社判と印が必要。

新庄市長		受付番号 ※		年 月 日	
排水設備等確認申請書		施行場所の地番		新庄市下水道条例施行規程第5条第1項の規定により申請します。	
設置場所	新庄市	町内名 (		〇〇町	
同意欄	私の土地を使用することに同意します。 年 月 日		施主の土地ではない場合は、地権者からの同意が必要です。		
申請区分	新設・増設・改築	個人・共同・事業用(業種		該当する場合のみ記入	
使用水の区分	☐ 水道(専用・供用) 量水器番号 第 号		☐ 井戸		
使用状況	世帯数	世帯	排水人口	人(昼間人口 人)	
工事指定店	住所 名称 代表者名		指定店の社判と押印。責任技術者の登録番号と氏名押印が必要です。		
	責任技術者 登録番号 第 号 氏名		印		
工事予定	着工	年 月 日	完成	年 月 日	
※ 上記について、次のとおり決定してよろしいですか。 排水計画について、法令その他に、 ☐ 適合している。 ☐ 条件付で適合と認める。 ☐ 適合しない。					
確認	年 月 日 第 号				
決 裁		台 帳	調 定	確 認	指 示 事 項
課 長	課長補佐	係 長	課内合議	担 当	
供用開始年月日		年 月 日	負担金納付状況		
融資斡旋の有無	有・無	金融機関名	斡旋額		万円

※融資斡旋を希望する場合は、申請時に関係書類を提出して下さい。その場合は、上下水道課と事前協議をお願いします。

☆ 申請と施工時の注意点

- 工事後、数年が経過すると宅内柵のフタの損傷が数多く見受けられるので、注意して下さい。
- 接続している雑居ビル等におけるテナントの変更において排水管の新設及び改造、宅内ますの増設等、排水設備の変更が伴う工事があった場合は、必ず申請して下さい。テナントの変更などは申請の必要はありませんが、新規テナントが除害施設に該当する際は申請を要します。(例えば、飲食店、加工食品販売店など)
- 申請書の未提出による工事が以前にありましたので、届け出は必ず行って下さい。
- 排水設備工事で下水に接続をしたが外構工事等が終わっていない場合は、接続した時点で完成届の提出をお願いします。また、完了届を提出した時点の宅内柵の深さが外構工事によって変更になった場合は、再度平面図・縦断面図の提出をお願いします。
- 新築の場合、配管工事があとになるから配管工事に入る直前に申請を提出するのではなく、設計図により配管の予定が決まったら申請をしてください。
- 外構工事等により公共柵の高さを変わることになった場合は、「行為の許可申請」を提出したうえで工事を行ってください。

☆ 利子補給と融資あっ旋について

1. 利子補給を利用できる者
工事完了が供用開始より39カ月以内の方。
2. 融資あっ旋を利用できる者
工事完了が供用開始より39カ月を過ぎた方。
○融資あっ旋時の利率と限度額
利率は新庄市と金融機関が契約している利率となり変動します。
限度額は自宅かアパート等により変わります。

※ 詳しくはお問い合わせください。

平 面 図

住宅地図を貼り付け住宅の位置がわかるようにすること。

申請場所

平面図、縦断面図、施工ともに日本下水道協会山形県支部発行の「排水設備」に基づいて行うこと。

コピーでも可

この様式を使用しなくてもよいが、家屋と枧の位置等の必要なものが記載されていること。

1 階の平面図と各汚水枧、公共枧の位置。道路や隣地との境界がわかるように記入のこと。
また、複数の階があるときは各階の平面図が必要となります。

枧の設置箇所の砂基礎はしっかり絞め固めること。
枧設置箇所がアスファルト舗装の場合、ますのまわりはコンクリート舗装とすることが望ましい。
小口径トラップ枧を設置する場合、トラップ部に掃除口を必ず設けること。

◎現地調査に基づき、隣地境界、公共下水道本管、公共汚水枧、既存の排水設備、玄関、建物の間取り、便所、台所、浴室等の位置、排水本管、排水枝管の位置、排水距離、枧の位置及び規格（内径と深さ）、枧番号、トラップの位置、公私道の別、2 階から排水があるときはその位置、支障となる地下埋設等をもれなく記入すること。

◎既設管の内容も記入すること。

◎建物内部の配管も必ず記入し、既設管については、点線で記入すること。

◎記入にあたっては、定められた記号を使うこと。

◎新庄市では雨水を下水に流してはいない。浸透枧か側溝に流す。

縦断面図 縦 S=1/50 横 S=1/200	NO.1 *H (P) 平面図、縦断面図、施工ともに日本下水道協会山形県支部発行の「排水設備」に基づいて行うこと。 コピーでも可 この様式を使用しなくてもよいが、必要な柵の種類や数値等が記載されていること。 土被りは20cm以上、駐車場等で車が通るところは45cm以上か、これに耐えうる管種を選定するか防護を施す。管径100mmの場合は勾配2%を厳守。もし満たない場合は、事前に担当者に連絡の上、理由書の提出が必要となる。																													
地盤高																														
土被り																														
管底高																														
単距離																														
追加距離																														

※は市で記入。

別記様式第7号

受付番号 ※

新庄市長

① 記入した日

年 月 日

工事指定店 住 所

名 称

代表者名

印

電 話

責任技術者 登録番号

号

氏 名

印

排 水 設 備 工 事 完 了 届

新庄市指定下水道工事店に関する規程第11条第1項の規定により届出します。

設 置 者	住 所	①の時点で住んでいる場所。	
	氏 名	該当するものを囲む。	
設 置 場 所	新庄市	申請書の記入内容と同じとする。(町内名)	
区 分	新設 ・ 増設 ・ 改築	排水設備・除害施設 (	あれば記入)
確 認	年月日	年 月 日	② 申請書の提出日とその際確認した番号を記入。
	番 号	第 号	
着 工 年 月 日	年 月 日		② 以降の月日
完 成 年 月 日	年 月 日		① 以前の月日
※ 上記工事の完了検査を実施してよろしいですか。			完了検査欄
年 月 日			検査者氏名 印
決 裁			検査年月日
課 長	課長補佐	係 長	課内合議
担 当	担 当	担 当	担 当
年 月 日			検査結果
			□合格 □不合格(手直し)

※は市で記入。

様式第 6 号

受付番号

※

年 月 日

新庄市長

③ 検査日以降の、記入した月日。

届出人 住 所

③ の時点で住んでいる場所。

氏 名

電話番号

公 共 下 水 道 使 用 開 始 等 届

公共下水道の使用について、新庄市下水道条例第 10 条の規定によりお届けします。

使 用 の 区 分	☐ 開始 ☐ 再開 ☐ 休止 ☐ 廃止	いずれかにチェック。
区分の手続き月日	年 月 日	③ 以降の月日
休 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
使 用 水 の 区 分	☐ 水道（専用 ・ 供用）第 水栓番号 号 ☐ 井戸	ある場合のみ チェック。
借家・間取りの場合の 排水設備等の所有者	※ 大家さんからの申請であれば空欄。	
井戸水使用の 場合	世 帯 人 員	人（同居人を含む） 従業員 人
	浴 槽	☐ 有 ☐ 無
	家庭用以外の 水 の 使 用	☐ 有 ☐ 無
※ 上記のとおり届出があったので供覧します。		
決 裁		供 覧 年 月 日
		処 理 年 月 日
課 長	課長補佐	係 長
課内合議	担 当	摘 要